

クルーズに関する改正等、最新の港湾政策に対応した 港湾実務者の必携書!

詳解 逐条解説 港湾法

三訂版

多賀谷一照 著

A5判・788頁 定価：4,200円+税

平成28年、29年の法改正に対応

- 非常災害への海上からの支援のため、港湾管理者単位でなく国が港湾の利用調整を行えるようになること
 - 東京オリンピックを二年後に控え、急増する訪日外国人を迎え入れるため、クルーズ船の寄港拠点となる港湾の受け入れ環境の整備
 - 東日本大震災による原発事故を受け、再生エネルギーを生み出すための風力発電施設の設置場所としての港湾区域の利用
- などの解説を盛り込んだ三訂版。

詳解 逐条解説 港湾法

三訂版

多賀谷一照
著

第一法規

第1条・第2条

第1条 (定義)
第2条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第...

現定に

逐条解説だけでなく、
港湾法と港湾施設管理条例等との関係に言及して
港湾管理実務の法的側面
が分析されています!

目的

第1条 この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用を均衡ある発展に資するため、地域の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

昭和二年の制定並に、港湾法の「港湾管理者の設立による港湾の開発、利用及び管理の方法を定めること」を目的とするものであった。これが、今日の一条の条文に置き換わったのは昭和四八年改正によるものである。昭和四八年改正では、目的規定を「交通の発達及び国土の適正な利用を均衡ある発展に資するため、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることに、航路を開発し、及び保全すること」と定められた。これは、自国法制定後、港湾管理体質の充實強化を図る全国九〇〇余の港湾管理者が設立された結果、やがてするに港湾が互に重複的な整備を遂行する効率がなくなってきたため、全国的立場からみた港湾の適正な運営を行うこととし、「港湾の開発、利用及び保全に関する基本方針」に基づく港湾の計画的整備を目的とし、①地方公共団体の港湾管理では、東京湾、四国水路等大型船が日常的に通し、しかく通行船舶が寄港する港が特定される場合においては、港湾区域の外に位置する航路について港湾管理者にその制衡・統括を要求することはできないため、開発保全統括という港湾区域外にあって国が直接開発保全を遂行する制度を設けた、こと指すものである。

次いで、平成二九年改正では、環境の保全に対する国民意識の高まりに起因し、港湾に関する環境政策の充実に資するため、基本方針に港湾の開発等に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的事項を追加するとともに、「地域の保全に配慮しつつ」という表現を加えることとなった。

第1章 総則

定し、当該区域における海防の振興や土砂の採取等の行為の規制を行うとするもの。「低潮線保全区域」としては、同法施行令（平成二九年政令第一五七号）により全国で一八五区域が指定されている。本土から遠隔地の島嶼であつて、天然資源の存在状況その他当該島嶼の周辺の排他的経済水域等の状況からして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要なものを「特定島嶼」として指定し、国土交通大臣が特定島嶼において国の事務や事業への利用の提供や泊地、岸壁等の特定施設を建設、改良、管理を行うとするもの（「特定島嶼」としては、同施行令により、南鳥及び沖ノ鳥島が指定されている。⑤ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の目的等による実行に関する法律（平成二三年法律第三号）

平成二三年三月二日に発生した東日本大震災の被災地において、港湾管理者である被災地の知事からの要請があるか、かつ、当該被災地における公共土木施設の災害復旧事業にかかる工事の実施体制その他の地域の実情から必要であること、当該被災地と代わつて港湾施設の災害復旧事業及びこれに関連する事業にかかる工事の遂行にかかわる事業を遂行することができるとした。

平成二三年には、大規模な災害からの復興に関する法律（平成二三年法律第五号）が制定され、これまで特別法により措置されていた大規模災害発生時に係る国土交通大臣による工事の代行について、一般化して規定されている。

⑥ 海外社会資本事業への我が国事業者への我が国事業者の法律（平成〇二年法律第百〇七号）

海外における鉄道、空港、港湾、都市、住宅、下水道等のインフラ事業（海外社会資本事業）において、我が国事業者の海外展開を強力に推進するため、国土交通大臣が基本方針を定めるとともに、独立行政法人等に海外業務を委任するための指針を講じるもの。港湾分野に関しては、我が国事業者が海外の港湾の整備・運営に参入しやすい環境を整備するために、国際戦略港湾の港湾施設に、国土交通大臣が定める基本方針に従つて、海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査を行わせることとしている。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

- 港湾法と「港湾」
- 目的
- 定義
- 特定貨物輸入拠点港湾の指定
- 国際旅客船拠点形成港湾の指定
- 漁港に関する規定
- 補論 わが国港湾を取り巻く社会経済環境と港湾政策の動向

第二章 港湾計画等（第三条の二～第三条の四）

- 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針
- 港湾計画
- 港湾計画の変更の提案

第三章 港務局（第四十条～第三十二条）

- 第一節 港務局の設立等
- 設立等～港湾区域の公告等
- 港務局の解散事由～裁判所の選任する清算人の報酬
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用
- 第二節 港務局の業務
- 業務
- 規程
- 私企業への不干渉等
- 第三節 港務局の組織
- 委員会～港務局を組織する地方公共団体が二以上あるときの委員等の任免
- 第四節 港務局の財務
- 出資～財産目録等

第四章 港湾管理者としての地方公共団体（第三十三条～第三十六条）

- 港湾管理者としての地方公共団体
- 港湾管理者としての地方公共団体の決定等
- 業務
- 委員会
- 地方港湾審議会
- 港務局が成立した場合等
- 補論 港湾施設管理条例等

第五章 港湾区域及び臨港地区（第三十七条～第四十一条）

- 港湾区域内の工事等の許可
- 港湾隣接地域
- 公募対象施設等の公募占用指針
- 公募占用計画の提出
- 占用予定者の選定
- 公募占用計画の認定
- 公募占用計画の変更等
- 公募を行った場合における港湾区域内水域等の占用の許可等
- 地位の承継
- 計画の認定の取消し
- 禁止行為
- 臨港地区
- 臨港地区内における行為の届出等
- 分区の指定
- 分区内の規制

● 違反構築物に対する措置

- 有害構築物の改築等
- 補論一 港湾法第四章と港湾施設管理条例等
- 補論二 占用公募制度の創設
- 補論三 放置船、沈船等と港湾管理

第六章 港湾協力団体（第四十一条の二～第四十一条の六）

- 港湾協力団体の指定
- 港湾協力団体の業務
- 監督等
- 情報の提供等
- 港湾協力団体に対する許可の特例

第七章 港湾工事の費用（第四十二条～第四十三条の五）

- 港湾工事の範囲等
- 費用の負担
- 費用の補助
- 他の工物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担
- 原因者の負担
- 受益者の負担
- 港湾環境整備負担金

第八章 開発保全航路（第四十三条の六～第四十三条の十）

- 開発及び保全
- 禁止行為等
- 費用の負担
- 事業者の申請による工事の施行

第九章 港湾運営会社（第四十三条の十一～第四十三条の十八）

- 港湾運営会社の意義
- 第一節 港湾運営会社の指定等
- 港湾運営会社の指定
- 運営計画の変更
- 臨港地区内における行為の届出の特例
- 合併及び分割
- 区分経理
- 監督命令
- 事業の休止及び廃止
- 指定の取消し
- 指定を取り消した場合における措置
- 第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等
- 議決権の保有制限
- 対象議決権保有届出書の提出
- 対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査
- 発行済株式の総数等の公表
- 第三節 特定港湾運営会社に対する政府の出資等
- 政府の出資
- 事業計画等
- 定款の変更等
- 協議

第十章 雑則（第四十四条～第六十四条）

- 【料金、収支報告等】
- 港湾管理者の料金

● 入港料

- 蒲納処分
- 港湾管理者以外の者の料金
- 事務の委任
- 蒲船の場合における要請
- 特定港湾情報提供施設協定の締結等
- 特定港湾情報提供施設協定の縦覧等
- 特定港湾情報提供施設協定の効力
- 国が負担し又は補助した港湾施設の譲渡等
- 不平等取扱いの禁止
- 収支報告
- 港湾台帳

【入出港書類の統一化と電子化】

- 入出港書類の統一
- 電子情報処理組織の設置及び管理等【運営協議会等】
- 港湾管理者の協議会の設置等
- 港湾広域防災協議会
- 国際戦略港湾運営効率化協議会
- 【特定貨物輸入拠点港湾等】
- 特定利用推進計画
- 特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会
- 港湾区域内の工事等の許可等の特例
- 共同化促進施設協定の締結等
- 認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧等
- 共同化促進施設協定の認可
- 共同化促進施設協定の変更
- 共同化促進施設協定の効力
- 共同化促進施設協定の廃止
- 借主の地位

【国際旅客船拠点形成港湾等】

- 国際旅客船拠点形成計画
- 港湾施設等の認定等の特例
- 官民連携国際旅客船受入促進協定の締結等
- 官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧等
- 官民連携国際旅客船受入促進協定の効力
- 協定民間国際旅客船受入促進施設の所有者の料金
- 国土交通大臣の援助
- 【港湾管理者の設置に関する勅告】
- 勅告
- 【直轄工事等】
- 直轄工事
- 土地又は工物物の譲渡
- 港湾施設の貸付け等
- 特定埠頭を構成する行政財産の貸付け
- 埠頭群を構成する行政財産の貸付け
- 【公用制限・危機管理】
- 他人の土地への立入
- 非常災害の場合における土地の一時使用等
- 国土交通大臣による港湾広域防災施設等の管理等
- 非常災害の場合における国土交通大臣による港湾施設等の管理等
- 国土交通大臣による開発保全航路内の物件の使用等
- 緊急確保航路内の禁止行為等

● 損失の補償

- 港湾工事に伴う工事の費用の補償
- 事業者の負担金を徴収する港湾工事に係る国庫負担等の特例
- 【資金の貸付け】
- 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け
- 特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け
- 埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け
- 【港湾区域の定めのない港湾】
- 港湾区域の定めのない港湾
- 【技術上の基準】
- 港湾の施設に関する技術上の基準等
- 登録
- 登録の更新
- 確認の義務
- 登録事項の変更の届出
- 確認業務規程
- 確認員
- 秘密保持義務等
- 財務諸表等の備付け及び閲覧等
- 業務の休廃止
- 適合命令
- 改善命令
- 報告及び検査
- 登録の取消し等
- 帳簿の記載
- 公示
- 審査請求
- 国土交通大臣による確認業務の実施等
- 手数料の納付
- 特定技術基準対象施設を管理する者に対する勅告等
- 国土交通大臣への報告等
- 水域施設等の建設又は改良
- 【監督処分等】
- 監督処分
- 報告の徴収等
- 強制徴収
- 【行政過程】
- 関係行政機関の長との協議
- 他の法令との関係
- 審査庁
- 行政事件訴訟法等の適用
- 運輸審議会への諮問
- 許可の条件
- 経過措置
- 職権の委任
- 事務の区分
- 【罰則】
- 占用公募
- 罰則一般
- 高罰規定
- 秩序罰

資料

- 港湾法（昭和二五年法律第二一八号）
- 港湾法施行令（昭和二六年政令第四号）
- 港湾法施行規則（昭和二六年運輸省令第九八号）
- 事項索引

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

